

県南広域振興局長告示第30号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成28年3月8日

県南広域振興局長 堀 江 淳

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 遠野住田線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
遠野市綾織町新里27地割29番1地先から31地割60番4地先 まで	新	B 38.0～15.5 m	m 660.0
	旧	A 35.8～11.7	651.7
		B 38.0～15.5	660.0

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 県南広域振興局土木部遠野土木センター
- (2) 期間 平成28年3月8日から同年4月8日まで